

公立大学法人埼玉県立大学運営費交付金交付要綱

(趣旨)

第1条 県は、地方独立行政法人法（平成15年法律第118号。以下「法」という。）第42条の規定に基づき、公立大学法人埼玉県立大学（以下「法人」という。）に対し、毎年度、予算の範囲内において運営費交付金（以下「交付金」という。）を交付する。

2 前項の交付金の交付に関しては、補助金等の交付手続等に関する規則（昭和40年埼玉県規則第15号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(交付対象経費)

第2条 交付の対象となる経費は、公立大学法人埼玉県立大学定款第27条各号に定める業務に必要な経費とする。

(交付金額)

第3条 交付金の額は、前条に定める経費から学生納付金その他の法人の自己収入を除いた額として、知事が定める額とする。

(申請書の様式等)

第4条 規則第4条第1項の申請書の様式は、様式第1号のとおりとし、毎会計年度開始後すみやかに提出するものとする。

2 規則第4条第2項及び第3項の規定により、前項の申請書に添付しなければならない書類は、次のとおりとする。

- (1) 事業計画書（様式第2号）
- (2) 収支予算書（様式第3号）
- (3) 資金計画書（様式第4号）

(交付決定通知書の様式)

第5条 規則第7条の交付決定通知書の様式は、様式第5号のとおりとする。

(変更の承認)

第6条 法人は、交付金の交付の対象となる事業（以下「交付対象事業」という。）に事業計画の内容の変更（交付金の額に変更を生じないものを除く。）を加える場合は、あらかじめ様式第6号の承認申請書を知事に提出し、承認を受けなければならない。

2 前項の申請書には、変更後の第4条第2項各号に定める書類を添付しなければならない。

(状況報告)

第7条 法人は、知事の要求があったときは、交付対象事業の遂行の状況に関

する報告書を知事に提出しなければならない。

(実績報告書の様式等)

第8条 法人は、交付金の交付の決定に係る会計年度が終了したときは、様式第7号の実績報告書を提出しなければならない。

2 前項の報告書には、次の書類を添付しなければならない。

- (1) 法第34条第1項に規定する財務諸表の副本
- (2) 法第34条第2項に規定する事業報告書の副本
- (3) 法第34条第2項に規定する決算報告書の副本
- (4) その他参考となる資料

3 第1項の報告書の提出時期は、当該会計年度終了後3月以内とする。

(交付金の交付)

第9条 交付金の交付は、前金払によるものとする。

2 交付時期は、原則として4月、7月、10月及び1月とする。

(交付金の請求)

第10条 交付金の請求は、様式第8号の請求書により行うものとする。

(帳簿等の整備等)

第11条 法人は、交付対象事業に係る収入及び支出等を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出等についての証拠書類を整備保管しておかななければならない。

2 前項に規定する帳簿及び証拠書類は、交付金の交付の決定に係る会計年度の翌会計年度から5年間保管しなければならない。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、知事が別途定める。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

様式第1号（第4条関係）

公立大学法人埼玉県立大学運営費交付金交付申請書

第 号
平成 年 月 日

（あて先）

埼玉県知事

申請者（住所）

（氏名）

印

下記により公立大学法人埼玉県立大学運営費交付金の交付を受けたいので、補助金等に関する規則第4条の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

1 運営費交付金申請額

金

円

2 添付書類

(1) 事業計画書

(2) 収支予算書

(3) 資金計画書

様式第2号（第4条関係）

平成 年 度 公立大学法人埼玉県立大学事業計画書

1 事業目的

2 事業実施期間

平成 年 月 日 ～ 平成 年 月 日

3 事業概要

（単位：千円）

項 目	金 額	内 容

様式第3号（第4条関係）

平成 年度 公立大学法人埼玉県立大学収支予算書

（単位：千円）

収 入

項	目	金 額	備 考
1 運営費交付金			
	計		
2 自己収入			
	計		
3 受託研究等収入			
	計		
合 計			

支 出

項	目	金 額	備 考
1 教育研究費			
	計		
2 人件費			
	計		
3 一般管理費			
	計		
4 受託研究費等			
	計		
合 計			

※ 項目については、適宜記入すること。

公立大学法人埼玉県立大学運営費交付金（変更）交付決定通知書

第 号
平成 年 月 日

様

埼玉県知事 印

平成 年 月 日付け 第 号で申請のあった公立大学法人埼玉県立大学運営費交付金については、下記のとおり交付します。

記

1 交付決定額
金

円

2 交付条件等

- (1) 交付対象事業の内容を変更し（知事が定める軽微な変更を除く。）、又は中止し、若しくは廃止する場合は、知事の承認を受けなければならない。
- (2) 交付対象事業の遂行が困難となった場合は、速やかに知事に報告して、その指示を受けなければならない。

公立大学法人埼玉県立大学運営費交付金変更承認申請書

第 号
平成 年 月 日

（あて先）

埼玉県知事

申請者（住所）
（氏名）

印

平成 年 月 日付け 第 号により交付決定された公立大学法人埼玉県立大学運営費交付金について、下記のとおり交付決定内容の変更について承認を受けたいので申請します。

記

1 変更理由

2 変更内容

3 添付書類

- (1) 事業（変更）計画書
- (2) 収支（変更）予算書
- (3) 資金（変更）計画書

公立大学法人埼玉県立大学運営費交付金実績報告書

第 号
平成 年 月 日

（あて先）

埼玉県知事

申請者（住所）
（氏名）

印

平成 年 月 日付け 第 号により交付決定された公立大学法人埼玉県立大学運営費交付金について、公立大学法人埼玉県立大学運営費交付金交付要綱第8条の規定により、下記のとおり報告します。

記

1 交付決定額
金

円

2 交付対象事業の実施期間
平成 年 月 日から平成 年 月 日まで

3 添付書類

- (1) 法第34条第1項に規定する財務諸表の副本
- (2) 法第34条第2項に規定する事業報告書の副本
- (3) 法第34条第2項に規定する決算報告書の副本
- (4) その他参考となる資料

〇〇〇〇

公立大学法人埼玉県立大学運営費交付金交付請求書

第 号
平成 年 月 日

（あて先）

埼玉県知事

申請者（住所）
（氏名）

印

平成 年 月 日付け 第 号により交付決定された公立大学法人埼玉県立大学運営費交付金について、公立大学法人埼玉県立大学運営費交付金交付要綱第10条の規定により、下記のとおり請求します。

記

1 請求額

- | | | |
|-----------|---|---|
| (1) 交付決定額 | 金 | 円 |
| (2) 既受領額 | 金 | 円 |
| (3) 今回請求額 | 金 | 円 |
| (4) 残額 | 金 | 円 |

2 振込先口座等

債権者コード	
名義	※フリガナを併せて記載して下さい。
区分	銀行 本店 信用金庫 支店 農協 支所
	普通 No 当座 No

注 債権者登録をしている場合は債権者コードを、債権者登録をしていない場合は振込先口座を記載すること。